

○宮代町住居表示に関する条例

昭和39年12月19日

条例第26号

改正 平成25年12月17日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)第4条及び第8条第2項の規定に基づき定める事項その他住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 町長は、街区の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として規則で定めるもの(以下「建築物等」という。)を新築し、移転し、除去し、若しくは滅失し、又は建築物等の主要な出入口若しくはそれへの通路を新設し、変更し、若しくは廃止した場合は、当該建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、所有者等は、当該建築物等に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するように町長に申し出ることができる。

3 町長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、住居番号を付け、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 所有者等は、規則で定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

(1) 当該建築物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

(2) 当該建築物等の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建築物等から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(住居表示台帳等の写しの閲覧又は交付請求)

第5条 何人も、規則で定めるところにより、法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る書類（以下「届出書等」という。）の写しの閲覧又は交付を請求することができる。

2 町長は、届出書等の一部に宮代町情報公開条例（平成11年宮代町条例第16号）第7条に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該届出書等の写しを閲覧させ、又は交付するものとする。

(手数料)

第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの閲覧若しくは交付を請求する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 住居表示台帳の写しの閲覧 1街区につき 300円

(2) 住居表示台帳の写しの交付 1街区につき 300円

(3) 届出書等の写しの閲覧 1件につき 300円

(4) 届出書等の写しの交付 1件につき 300円

2 手数料は前納とする。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、町長が特に還付する必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項第2号又は第4号の交付を送付により求める場合は、当該各号に規定する手数料のほかに送付のために要する費用を負担しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体等の官公署から事務上の必要につき請求があったと

き。

(2) 規則で定める関係人から第1項第1号又は第3号の請求があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第29号）

(施行期日)

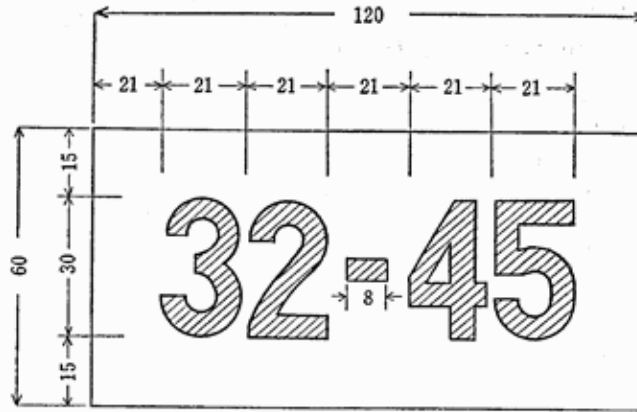
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町住居表示に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の請求について適用する。

別記様式（住居番号の表示の様式）

別記様式（住居番号の表示の様式）



(単位 ミリメートル)

- 備考
- 1 左部分には街区符号を表示するものとし、右部分には住居番号を表示するものとする。
  - 2 街区符号又は住居番号が二けたの場合には、中心に近い位置に表示するものとする。
  - 3 斜線の部分は白色とし、斜線以外の部分は次に掲げるもののうちいずれか一色とする。
- 慣用色表示(コンセル表示)
- |             |              |             |            |             |            |             |               |            |           |           |          |   |
|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|---------------|------------|-----------|-----------|----------|---|
| うす青         | 暗青           | 青味黒(鉄色)     | 青          | 青           | にぶ         | 黄           | 暗黄            | 黄          | 暗         | うす        | 灰味       | 灰 |
| 紫 (75PB6/8) | 青 (25PB25/7) | 青 (7.5B2/2) | 青 (25B4/8) | 緑 (10G5/55) | 緑 (10G5/8) | 緑 (5GY5/55) | 緑 (10YR55/45) | 茶 (10R4/5) | 赤 (5R6/4) | 赤 (5R5/2) | 色 (N-40) |   |